

B 1

117-4



自開明
學子亦垂髫總
米之盛者持支
一備之見者視以為固陋然而

開明之說亦不能無弊焉試舉
其一二則衣服居室喜其便且
牢而不問其力不揆士俗歛其
其製衣可謂取舍失宜是與他生所

講習在於皮相而不知渾化融會
適於實用焉身者教訓之責者
豈可不猛省哉余以縣官在上先
國四季於茲矣上先之地富於物
產財輸出極多是以土人与外商屢
相交通開明之說風俗之所易入而
其弊之病子弟亦有難免者不
蚤為之計則生徒之習反將害教

據之俗抑歐朱之盛其始出於勤勉
所謂生厚惠而死安樂者其所以由
來蓋有漸矣今如上先人民亦勤勉
憂患若未其職業自強不息則歐
朱之盛不足羨焉管下之學近改教
則以此篇充學科者意在欲抑開明
之弊而啓自勉之端而已矣管下五百
之小學四萬之生徒知余意之所存則

此書豈謂小補耶學務課負本戶氏
好文筆故排課務從事於編纂閱
數月能竣其功頃將上本徵序於余乃
舉此書之者為而作者以代偽言云
明治戊寅天長節前一日

羣馬縣令楫取素亮選并書



修身說約卷の一

水戸麟編纂

第一

夫父母を吾が身の本小して、天地
の間、大恩あること、父母小如くも
乃を、故に孝を、萬の行ひ乃本と
は、

父母の恩は、鴻大をきとん、先其の
一斑をいむんよ、人乃未生れざる
や、懐胎よ在りて、母を苦しめ、既生
るれば、父母共ふ力を盡し、艱難辛
苦を厭むべし、て養育し、若病おど
有るときを、晝夜寒暑の別ちなく、
吾が身を忘きて介抱し、只其の健

ふ成長あるを望むの他、何乃願ひ
う有らん、其の少く長むるふ及び
てを、善き人ふ成をうしと、學校へ
通せ、諸藝を學せ、其の家を治
むる程ふなれば、縁哉求めて妻を
迎へ、子孫の榮を希ふ、又世の人に
交る哉見たる、或い惡き友ふ引ら

のなきに、朋友と鬪毆し、或は危き
場處等よのぞみ、少よても、毀ひ傷
法くることありては、不孝となる
えのあり、

第二

松平好房と云へる人へ、四五歳小
して文字を知り、常に父母よ向ひ
て脚を伸べ、外よ出つるときは
必行く所を父母よ告げ、歸るや起
ち、亦必之を告ぐ、若珍き品を得れ
ば、必父母よ呈し、父母之哉受くま
が、愉々然として喜ぶ色有り、父母
よ里物を賜へむ、拜して之を受け、
愛して失ふこと無し、凡べて父母

の言ハ、謹み
て之小違を
せ、或ハ人々
談して、父母
の事に及べ
ば、肅然とし
て容を改め

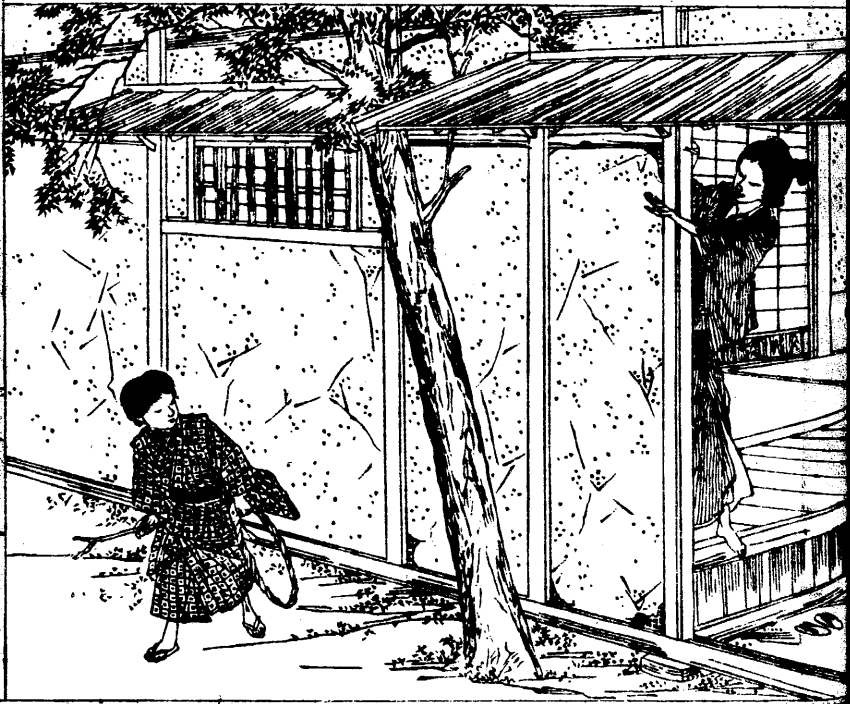


里、稍成長を了る小及びて、父母若病
有るときハ、常に其の側を離さば
して介抱し、己稟性多病ある故小
常ニ父母の憂ひを爲さんことを
懼きて、養生乃心掛り怠らざりし
といへり、

第三

人乃子弟たるものをかくせんと
欲せむこと阿るをえ、若父母等の
命をるおやあらば、此を捨て、彼
小従いざるべからば、此は畫する
一人の兒童、今方遊歩し出で
んとする候、其の母召び止めたる
よ、此の兒童は、元より孝行あるゆ

ゑに出づる
こと候止免
て、直に家に
えどきる圖
を、若此乃
兒童之は從
むべ己の欲



をるまゝに遊歩せば、悪き児童と
以ふべきあり、

第四

丈部祖父麻呂ハ、石勝の子なり、石
勝官府の漆を盗きて、流罪に定め
らるる時、祖父麻呂ハ年十二、
安頭麻呂ハ年九、乙麻呂ハ年七、兄

第三人、同く官
府に詣りて請
ふて曰く、父
石勝、我等を養
ふん爲よ、か
る悪業をか
たるべされば、



願ふくを我等官奴と爲りて、其の
罪を贖ふんと、廷議之を愍み、其乃
請ひを許されしが、程なく三人も
免され、家へ歸る哉得たり。

第五

村近の野へ畜ひ付けたる羊の番
を去る牧童、毎の見張りへ退屈

して、一日、不意に狼來きり、狼來れ
りと呼びありく哉、村中のん乃聞
きつきて、四方より馳せ集り、大騷
動したるを見て、至極面白き事と
思ひ、夫より後を、二度も三度も同
騷ぎ、伐仕出して遊びたり、然るよ
一日、真に狼來りけむ、牧童大小

驚きて、大聲
揚げてかす
まの里、一生
懸命に加勢
を呼びたま
ども、村のこ
れ、耳ふも

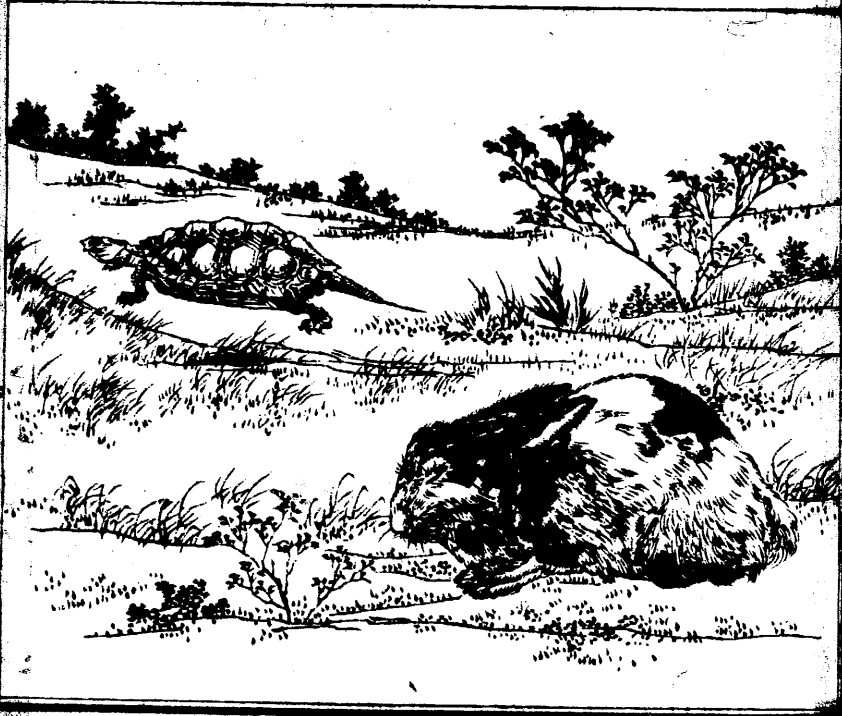


かす、又例の戯きあらんと、一向
小出合いざりしを、數多の羊、一
匹も残らむ、皆狼に喰れたる、
平常虚言を吐くものを、緊要の
時、小、實事を云ふとえ、決して信
ぜられぬものなきは、苟且も
虚言あるべからば、

第六

學問をるふ己の鋭敏を子を持み
て、惰るときを愚鈍よても勉強を
る人小を劣るべし、
一日兔と龜と同行せり、兔龜を笑
ひて曰いく、世界の中未歩みの遅
きこと、汝が如き者を見れば、我ハ一

跳數尺、豈便
利ならずや、
龜の曰いく、
汝我を遅し
と謂ふ、我
汝と賭せむ
とて、何あた



の一處を指して曰いく先づ那處
小至るえれを勝ちとせん兔謂へ
らく龜の頓脚何ぞ我よ先ちて至
ること成得んと少え意小介せず
剩きさへ半途ふして眠り志がや
うて目成覺して之を見まは龜ち
早く既其の處よいたまうとぞ

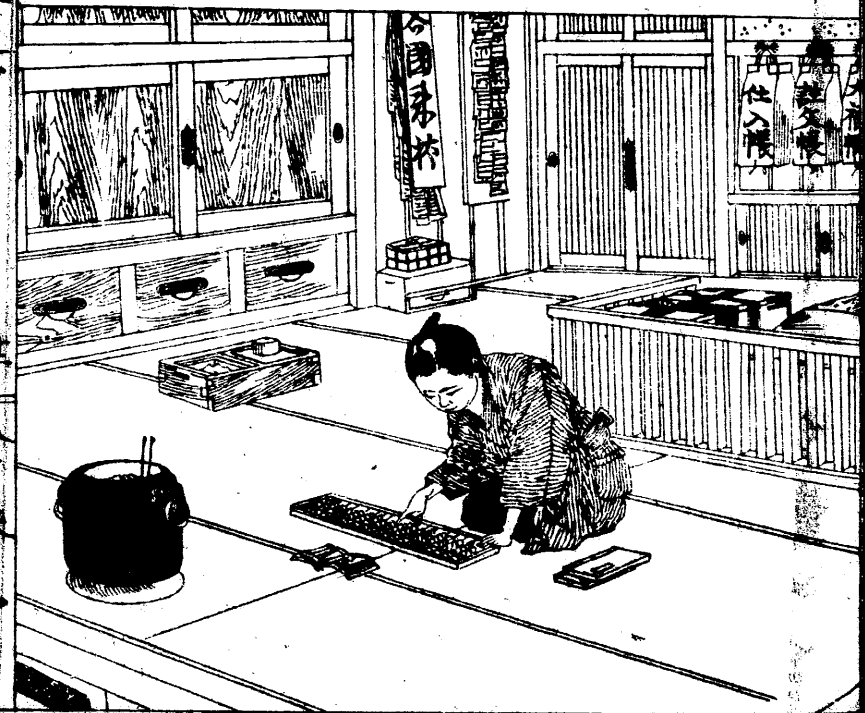
此の免若自負の心なきれば
此乃如き敗まは取らざりしも
能を口惜きことにとぞ

第七

人々約してこれよ背くは不善の
甚しきものあり必衆人よ擯斥せ
らるべし故よ約したる事ハ必之

不違ふべからば、苟信を人よ失ま
 べ、縦令學術不通むるとえ、生涯身
 を立済ること能まば、在昔一人の
 男子あり、又となり、温順よして、幼
 稚のとたより、孝行たぐひなく、家
 富めるふあらざれども、貧人哉憐
 み、信實を以、人よ交り、ゆるぎ、誰の

ふとなく、此
 の人を善人
 と呼びなせ
 里、幼き時ハ、
 人よ僕たり
 しが、夙よ起
 きて業を怠



らむ暇ふる、手習ひ讀書算術等を
心掛ずしゆゑ、幾むくもなしくして、
利發乃人とあれり、此の人主人よ
り暇を與ふるとある、己の隨意に
遊むは、必家よ歸りて、父母の安否
を問ひ、終日膝下ふ居て、事ふ従ひ、
父母の心哉慰むること哉勤めり、

主家を出で、後ハ瑣細なる商ひ
をせしむ、人々其の正直を法哉以、
其の物品を信ト、幾むくもなく稍
豊ふあきり、其の後、父を喪ひて、母
哉養ひたるが、晝夜怠りなく介抱
し、其の心小違ふことななく、假ふえ
母乃厭ひ嫌ふことをあさび、常に

善事を好みて、慈愛の心深うりり
かむ、其の家次第に繁榮して、富有
の身と成きりとせ

第八

樵夫清七と云へる人を、夙く父を
喪ひ、獨母と居たり、母年猶若うり
半時、富商の乳母たりしゆゑ、口

美味み慣え
て、蔬食を
こと能まば、
清七常よ心
を盡して孝
養し、朝を必
人に先ちて



善事見ゆ

古

山ふ登り、暮ハ必人ふ後きて家ふ
歸る、其の採る所の薪ハ常ふ人ふ
倍せり、之を市に賣り、其比價を二
ふ分ち、一を平日乃費え、又供一
を母の不時の需めふ備へりとぞ、

第九

漢の時、齊の大倉令淳于意、罪あり

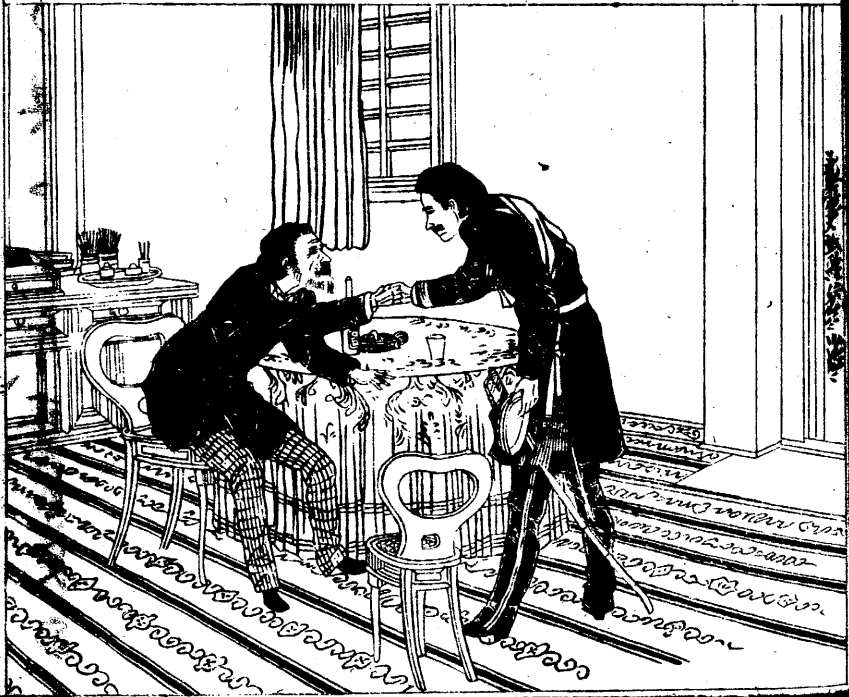
了、刑ふ當てられ、弟るが、少女緹縈、
涕泣して、父に隨ひ、長安よいた里、
上書して、曰はく、妾が父吏となり
了、齊中皆廉平を稱せり、今法は坐
し、刑せられんとは、妾願えくを、身
を没して、官婢となり、以父の罪を
贖ひ、父をして過ち改めて、自新

あることを得せしめむと文帝其の意を憐み乃意が罪を免し并ひ小肉刑を除き

第十

ジャツクハ佛國の小賈あり父と共に其の業を精勵せし其の後父久く病に罹りたましく賈物亦價を

減して大に損失し家勢俄に零落し負債を生じりジャツク時二年二十謂へら



く、性命ハ父の與ふる所、何を父の
爲ふ之を惜まんやと、其の頃國よ
戦争ありて、軍卒を召募せし、ジヤ
ツク或る富人の子よ代役を約し、
若干の償金を得て、是を父の療費
ふ充て、且負債をも消却したる、ジ
ヤツク方よ行くと、父悲惋ふ

たへむ、ジヤツク能く慰撫安頓し、
且曰、ハく、戦陣を吾が大小好む所
あり、請ふ憂念をす勿れと、涕淚を
收め、糧囊を負ひて去き、居ること
と六年、ジヤツク肩ふ肩総を垂し、
胸ふ名譽の十字架を掛り、武勇の
功績を表し、又家へ歸り、幸甚、父

大ふらきを悦び、毎よ人々語ると
以榮とせり、嗚呼、ジヤツクの如き
このえ、真よ大丈夫なるか、

第十一

一日、狐、鶴を招きて饗せんとす、俄
ふ鄙吝の心を生じ、客乃食物をえ、
自己乃食ふ充てんせし、淺き大

皿小羹汁を盛せり、其の時、鶴を細
長なる喙ふて、少くば、之を吸ひ
たりしが、狐側より口出して、瞬
時ふ之を舐り乾らせり、鶴を欺く
り、これを知り、復讎せんとのを
と思念し、忽一計を得たり、か
を、狐に向ひて曰、らく、今日足下

此盛宴を受
 び、感荷の至
 小堪へば、願
 せくも明日
 大恩小報謝
 まるゝやあ
 らむと、時刻



を期志て去まり、明日小至り、狐約
 の如く至りける小ぞ、鶴ハ長頸罍
 小、香しき羹汁を盛りて出せし
 ば、狐之を嘗むる小よ、かく、唯心
 を苦め居たるに、鶴乃喙を罍中に
 挿入し、盡く之を吸ひ盡して、以昨
 日の讎を復せり、人我謀を、人亦

九
 九
 九

修身說約卷の一終
我を謀る人よ謀られざらんと欲
せむ人をも謀ること莫き

卷菱潭書

修身說約卷の一終

明治十一年九月廿日版權免許 同十二年十一月校訂
同十四年三月廿四日再版御届 同十四年九月五日讓受御届
同十五年十二月十四日六版御届

價六錢

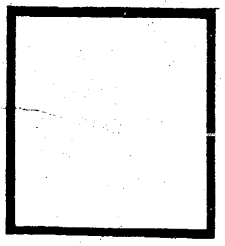
編纂人

群馬縣御用掛
木戸 麟

出版人

東京府士族
原亮三郎

東京日本橋區
本町三丁目十七番地



修身說約

水戸藩編輯

二

K110.1

55

2